



一人ひとりの子どもを 大切にする学校をめざして[VI]

～体罰の根絶に向けて2～

学校教育法

第11条〔児童生徒及び学生の懲戒〕

昭和22年4月1日施行

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

川崎市子どもの権利に関する条例（抜粋）

平成13年4月1日施行

（虐待及び体罰の禁止等）

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに関する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたとき、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（抜粋） 平成25年3月13日 文部科学省通知

2 懲戒と体罰の区分について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するものではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を対象とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。

平成26年7月 川崎市教育委員会

学校による体罰把握の方法

- ・相談体制を確立し、教職員が積極的に児童生徒の声を拾い上げる。
- ・校長による教職員への聴き取り。
- ・教育相談による情報の把握。(担任による保護者や児童生徒との面談。教育相談前のアンケート)
- ・スクールカウンセラーからの報告。
- ・児童支援コーディネーター等、児童生徒や保護者の相談窓口からの把握等。

学校による体罰把握後の対応方法

◎児童生徒から相談を受けた教職員及び同僚の体罰を目撃した教職員は、速やかに管理職に報告する。

◎教員はけがの状況の確認と応急措置を行う。

※相談を受けた教職員は、児童生徒が不利益を被らないように十分配慮する。

※管理職は、報告をした教職員の立場等に十分配慮する。



◎管理職は、応急措置の確認を行うとともに、体罰を行った教職員に対する聴き取り及び指導を行う。

- ・けがの処置、事実確認及び家庭への連絡
- ・児童生徒の安全と安心を最優先し、区・教育担当に一報を入れる。
- ・事実関係が明らかになるまで、原則体罰を行った教職員を訴えた児童生徒の指導から外す。やむを得ない事情がある場合には、複数の教職員による指導体制を構築する。
- ・体罰を受けた児童生徒が相談しやすい教職員に聴き取りにあたらせる。
- ・児童生徒・保護者に状況の説明と謝罪、再発防止に向けた取組等を説明する。

教育委員会による体罰把握の方法

【情報の発信者等】

- ・学校管理職、教職員からの報告
- ・児童生徒、保護者からの相談
- ・関係諸機関からの情報 (児童相談所、川崎市人権オンブズパーソン、横浜地方方法務局等)

【情報の受信窓口等】

川崎市教育委員会

- ・教育相談室
- ・電話相談ホットライン
- ・インターネット問題相談窓口

川崎市教育委員会 区・教育担当

- ・教育相談

川崎市総合教育センター

- ・一般電話相談

体罰把握後の学校と教育委員会が連携した対応方法

教育委員会が体罰を把握した場合は、学校と区・教育担当が連携して、次のように対応する。状況に応じて他区や指導課から調査協力等の応援を行う。

1 事実調査と体罰の認定

(1) 事実の調査

教育委員会が体罰発生情報を把握した場合、速やかに事実関係を確認するため、次の関係者などから質問紙や聴き取りによる調査を行う。

○当該校の管理職 ○関与した教職員 ○被災した児童生徒 ○目撃した教職員および児童生徒

○被災した児童生徒の保護者 ○その他、情報提供者等

※児童生徒から質問紙や聴き取りによる調査を行う場合、児童生徒が信頼でき、安心して話ができる人物を担当にする等の配慮をする。

これにより当該教職員による行為が、「平成25年3月13日 文部科学省通知文」の体罰にあたりと認定した場合は、速やかに当該教職員に対する指導を開始する。

(2) 調査の取りまとめ

体罰と認定された場合は、聞き取り内容を整理し、次の項目について明確にする。

- ①被災した児童生徒氏名、学年、学級など
- ②関与した教職員氏名、年齢、所属学年、被災した児童生徒との関係など
- ③体罰の発生日時
- ④体罰の発生場面（授業中、休み時間、清掃中、部活動中など）
- ⑤体罰の発生場所
- ⑥体罰の態様（体罰行為の内容、回数、強さなど具体的に）
- ⑦被災児童生徒の怪我等の状況
- ⑧被災児童生徒への精神的影響
- ⑨被災後の児童生徒の行動、保護者の行動
- ⑩その他必要と思われる事柄

2 学校教育部 指導課へ報告（教職員課へ報告）

各区・教育担当は上記を指導課へ報告し、今後の対応について検討する。また、指導課は内容を確認し、教職員課に報告する。

3 被災した児童生徒・保護者への謝罪とケア

各区・教育担当は事実調査と並行して、被災児童生徒ならびに保護者への謝罪と心のケアが誠意をもって行われるよう、その方法と内容について確認するとともに、必要に応じて指導する。また、教育相談センターと連携し、巡回カウンセラーの配置等にも配慮する。

4 区・教育担当による教職員への指導

教職員課が検討した結果、「懲戒処分の必要あり」と判断された場合は、関与教職員の処分については、教職員課服務担当が中心となっていく。指導課、区・教育担当は必要な資料提供、情報収集等の協力を教職員課に対して行う。教職員課は指導課と協議し、関与教職員に対する指導（訓告、注意等を含む）ならびに当該校の指導体制の見直しについて必要な方策等を検討する。

5 教職員課との連携

教職員課による懲戒処分が行われ、公表される場合は、その報道により関係者はもちろんのこと、多くの児童生徒、保護者が動揺することが予想される。学校の信頼回復のためにも、保護者説明会や文書配付等で説明責任を果たすことが必要となる。その方法、内容等はそれぞれの事案により異なるので、区・教育担当は指導課、教職員課と連携し、適切に説明が行われるよう学校長に指導助言し、必要に応じて支援を行う。また、学校に取材等が予想される場合は、その対応についても教職員課と連携する必要がある。

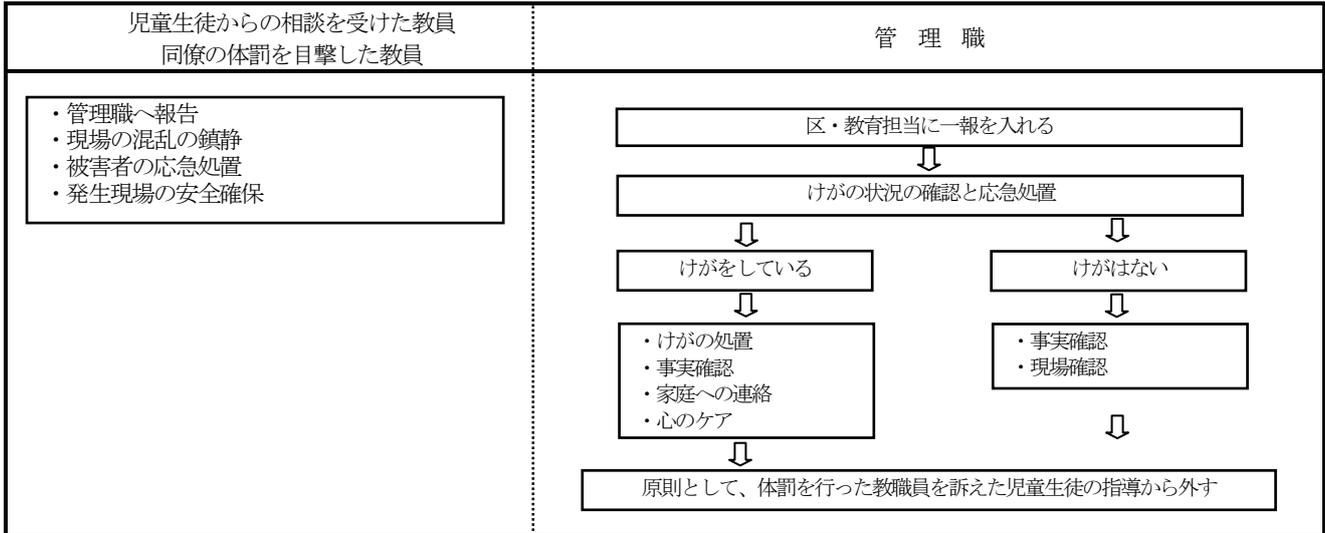
6 体罰防止に向けた取組

当該校が体罰の防止に向けて主体的に取り組むことができるよう、区・教育担当は指導を行うとともに、その研修等の実施状況の報告を受ける。また定期的に学校訪問を行い、関与教職員のその後の状況や学校全体の指導体制を確認する。なお、体罰の防止に向けた具体的な取組については、主に次の点に留意する。

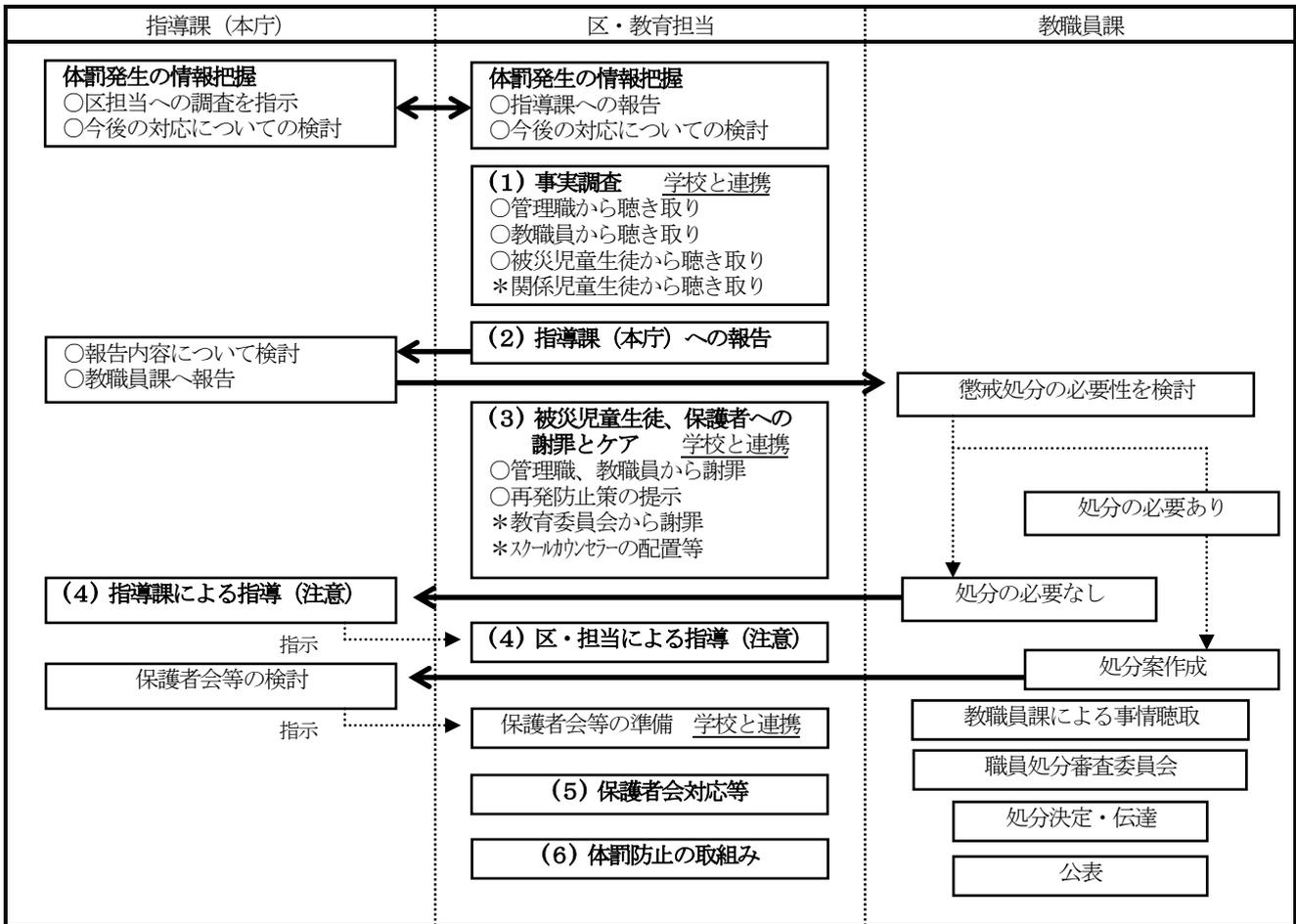
- (1) 「体罰は絶対許されない」ことを再確認し、教職員の意識改革を図る
- (2) 児童生徒指導の在り方について全教職員で共通理解し、組織的に対応する。
- (3) 保護者、地域住民に体罰否定の指導方針を周知し、保護者、地域住民と連携して体罰を許さない学校づくりに取り組む。
- (4) 日ごろ熱心に優しくていねいに児童生徒に接していても、誰にも思わぬことから体罰を行ってしまう可能性があることを自覚してもらい、教職員一人ひとりが専門職としての職責を持ち、常に人権感覚を磨くよう努める。
- (5) 日頃から、教職員同士が互いの指導に対して疑問や問題性を感じたときにそれを見逃すことなく、しっかりと指摘できるような学校の雰囲気づくりに努め、体罰が発生した際には管理職を中心に迅速に対応できる体制を整える。
- (6) 校内に、児童生徒や保護者が安心して相談できる相談窓口を設けるとともに、相談窓口の存在を、さまざまな機会を利用して周知する。
- (7) 相談に当たる教職員は、相談者が相談しやすいように十分配慮するとともに、管理職への報告・相談・連絡を適切に行い、迅速な対応に努める。

体罰対応のフローチャート

【学校での対応】



【教育委員会での対応】



自己チェックの解説

体罰を根絶していくためには、教職員が組織の一員として、自分の役割や立場を自覚し、指導を振り返りながら日々指導方法を研鑽することが大切です。子どもたちと多くの時間接する中で、その行動の背景や校外・家庭での生活の様子などを丁寧に理解し、心に余裕をもって指導することを心がけましょう。また、職員同士が気軽に話ができる、風通しの職場の雰囲気作りも重要です。

(1) 子どもとのコミュニケーションは？

- 忙しくても、親身になって相談に応じていますか
- 「じっくり話を聞く」相談をしていますか
- 休み時間や昼休みに、子どもと話をしたり、グラウンドで遊んだりしていますか

(2) 授業への取組は？

- 授業の始まる前に教室（グラウンド）に行っていますか
- 子どもが主役になるような授業を心がけていますか

(3) 日常の子どもの活動の指導は？

- 朝、給食（昼食）、帰りの学活（HR）に急いで行っていますか（行かない先生はいませんか）
- 掃除は、子どもと一緒にやっていますか
- 子どもに負けないくらい、明るく元気にあいさつをしていますか
- 相談しやすい担任（先生）ですか
- いつも丁寧に明るく接していますか（イライラしたり、怒ったりしていませんか）
- 朝や帰りの学活（HR）で担任の思いを語っていますか（連絡だけで終わっていませんか）
- 行事や委員会などでの活躍をほめていますか

(4) 学年経営・学級経営は？

- 他学年（他クラス）の子どもにも、自分の学年（クラス）の子どもと同じように指導していますか
- 昨年まで担任していた子どもに、今年も自分が担任する子どもと同じように接していますか
- 職員室や子どもの前で他クラスや他学年の批判をしていませんか
- 問題行動を見つけたのに自分で注意をしないで、その学年の先生に連絡するだけの指導（注意してくれとお願いするような指導）はしていませんか
- 学年集会などで、自分が話す担当でなくとも、話している先生と同じ気持ちで指導していますか

(5) 職場の仲間との関係は？

- 問題行動が発生したクラスの担任や部活動の顧問を批判していませんか
- 気軽に仲間と話し、声を掛け合っていますか
- 職場の明るい雰囲気をつくろうとしていますか（職員同士も気軽に会話していますか）
- 隣の先生に、「何か手伝おうか」といった声をかけていますか

(6) 問題行動への対応は？

- 職員同士が報告・連絡・相談をしていますか
- 先輩職員が親身になって、後輩の相談相手になっていますか
- 先輩職員が問題行動の対応に体を張って、先頭に立って行っていますか

(7) 保護者や地域の人との対応は？

- 保護者からの電話に丁寧な言葉で、親切に対応していますか
- 問題行動が発生したとき、できるかぎり家庭訪問し、保護者の顔を見ながら話をしていますか
- 問題行動が発生したとき、その日のうちに保護者に連絡していますか
- 学級懇談会は笑いのある和やかな会になっていますか

(8) 部活動や放課後の学級活動・委員会活動の指導は？

- 子ども自主的な活動を促していますか
- 顧問（担当）の指導法や価値観を一方向的に押し付けていませんか
- 厳しい指導の中にも、子どもに愛情をもって接し、信頼関係を築く努力をしていますか

体罰事例について意見交換しましょう

* 次のような体罰事例が起きてしまいました。
どのような原因があると考えますか。
また、今後学校としては、どうしていけばよいと
考えますか？

事例Ⅰ

教科指導も児童指導もできると評判の高いA教諭が、4月に異動してきた。A教諭は、特に図工の版画指導には定評があり、指導を受けた児童の作品は何度もコンクールで入選していた。A教諭は、4年生の学年主任で5組の担任となり、前任校での経験を活かし、明るく楽しい学年・学級をつくろうと張り切っていた。

学級開きから1週間がたち、給食も始まり、だいぶクラスの雰囲気も和やかになってきた。中でもクラスの学級委員になったB男は、誰に対しても優しく、周りには男女を問わず多くの友達が集まり、屈託のない笑いか耐えなかった。A教諭はB男を核にして学級経営を進めていこうと考えていた。

新学期からひと月あまりが経過し、クラスのC男が授業中に隣の席のB男にちょっかいを出し、先生に注意されることが多くなってきた。C男は、明るく元気で運動は得意だが、教室での学習はあまり好きではなかった。B男は、そんなC男の振る舞いに困った顔をしながらも、笑顔で接していた。

5月末に、図工の授業で版画製作が始まった。C男は、自分のサッカーをしている様子を版画にしていたが、時間がたつと飽きてきて、B男の版画を覗き込んで笑ったり、話しかけたりして作業を妨害した。

A教諭は、「また、C男か。ふざけるな。何度言ったらわかるんだ。」と怒鳴りつけた。そんなA教諭の注意に対して、B男が「先生は何でいつもC男を怒鳴るんですか。C男はちゃんと説明すればわかるやつです。僕はちょっかいを出されても、気にしていません。」「昨年先生は、やさしく教えてくださいました。」と思いがけない言葉が返ってきた。その言葉にA教諭は、「生意気なことを言うな！」「お前は学級委員だろう。」「先生を比較するのか。」と言って、B男の頭を叩いた。

その夜、B男の母親から校長に「事情を詳しく説明してほしい」と電話があった。

【意見交換してみましょう】

- ① この体罰事例に関して、どのような原因があると考えますか。
- ② 今後このような体罰を起こさないようにするために、学校としてどうしたらよいでしょうか。

事例Ⅱ

今年、優勝経験豊富な前顧問からバスケットボール部を引き継いだD教諭は、保護者から「D先生、顧問が代わったけど大丈夫ですか。」と言われるたびに、しっかり指導しようと燃えていた。バスケットボール部は、練習が厳しいことで有名だったが、3年連続市大会でベスト4入りするなど結果を残していた。

E男は小学校時代にミニバスの経験があり、中心選手としての活躍を期待されて入部した。ただ、自分の思い通りにならないと荒れることもあり、時々、D教諭は母親から相談を受けていた。D教諭はE男の荒削りではあるが闘争心あるプレーが大好きで、E男の活躍次第では県大会上位進出も夢ではなかった。

しかし、1年生大会が近づいた夏休み後半頃から、度々部活動を休むなどE男の様子が変わってきた。どうやら、夏休み中は弟や妹の世話をするように父親に言われているらしい。気になったD教諭が部活動に出てきたときに話を聞いても、「べつに……」と答えるだけであった。

そんなある日の練習で、E男の姿が見えないことに気づいたD教諭がグラウンドを探したところ、他の部の上級生グループと体育倉庫の裏で、アイスを食べているのを発見した。D教諭は、驚き、E男を激しく叱った。「何をしているんだ！お前のことを期待しているのがわからないのか！ふざけるな！」。入部当初、父親から、「先生、子どもが、悪いことをしたら、厳しく指導してください。」と言われていたこともあり、E男の腕を掴み、顔を3発平手で叩いた。E男は「何で、先輩のことは叩かないんだ」とふてくされていた。D教諭は「お前なんか、部活をやる資格はない、やめろ」と怒鳴ったところ、E男はかばんも持たず帰っていった。

その夜、保護者から、「耳が痛いと言っている。鼓膜が破れていたら、教育委員会に言いますからね。」と、校長に激しい口調で、抗議の電話があった。

- ① この体罰事例に関して、どのような原因があると考えますか。
- ② 今後このような体罰を起こさないようにするために、学校としてどうしたらよいでしょうか。